

## 序章～第 6 章の検証・解説(解題)方針について

### 1 概要

新たに編さんする教育史では、『港区教育史』(既刊) の序章～第 6 章を最大限生かし、新規執筆ではなく検証の上、解説(解題)を付す。第 7 章は、昭和 60 年頃から平成期にわたる生涯学習時代の港区の教育の歴史を新たに執筆することとしている。

序章～第 6 章の検証・解説(解題)方針について、下記のように定める。

#### ※検証・解説(解題)とは

- ・検証  
実際に調べて証拠立てること。
- ・解説(解題)  
ある書物に関して、その著者、成立、筆写の系統、出版年月、体裁、内容、他に及ぼした影響などについて解説すること。

### 2 検証・解説(解題)の作業方針について

- (1) 『港区教育史』(既刊) 序章～6 章の記述について、同書刊行後の研究成果を踏まえて内容の検証を行う。
- (2) 『港区教育史』(既刊) 序章～6 章の記述について、著作権の課題を考慮しつつ、可能な範囲で校正・校閲作業を実施し、内容の検証を行う。
- (3) 『港区教育史』(既刊) の内容を補い、読者の理解に資するためのコラムを執筆する。

### 3 検証・解説(解題)の具体的な作業内容について

- (1) 上記 2 (1) の方針については、下記の要領にて検証作業を行う。
  - ・『港区教育史』(既刊、昭和 62 年発行) 刊行後に発行された『東京都教育史』(平成 6 年～平成 9 年発行) を基本的な底本として検証作業を行い、脚注を付す。
  - ・『東京都教育史』の港区関係記述について、それをもとに『港区教育史』(既刊) の記述の検証を行い、また『港区教育史』(既刊) における「東京都に代表される関連機関」の記述について『東京都教育史』の記述による検証を行う。  
ただし、検証作業の中で、『東京都教育史』に『港区教育史』(既刊) に記載のない新しい歴史的記述がみとめられた場合には、今回の検証からは除外する。
  - ・『港区教育史』(既刊) 資料編一 に掲載されている資料、及び、序章～6 章の本文中及び「資料及び付表」中に記載されている資料について、本文との整合をはかる。
  - ・『港区教育史』(既刊) の本文と資料の対応関係を調査し、本文の記述を検証する。  
なお、序章～第 6 章の範囲の中で、『東京都教育史』の港区関係記述で検証でき

ないものについても、この方法にて行うものとする。

- ・脚注の付与については、『港区教育史』（既刊）の記述の文章単位で検証し付す。

(2) 上記 2 (2) の方針については、下記の要領にて検証作業を実施する。

- ・『港区教育史』（既刊）序章～6 章の本文に対し、下記の基準で校正・校閲作業を適用し、本文を修正する。引用文は原文のまま転載をし、校正・校閲作業は行わない。

#### ①誤字脱字の修正

単語の間違いや助詞抜けなど、明らかな誤字脱字の修正。

#### ②用語表現の統一

商標・商品名の言い換え、数字の表記統一、旧字体から新字体への変換、単位や記号のカタカナ表記統一。

#### ③字種の統一

カタカナは全角に統一。年号や数量を示す数字は半角算用数字に統一し、万以上の数字には万、億、兆などの単位語を付ける。漢数字は、半角算用数字に改める。ただし、慣用句で使用されている数字は漢数字を用いる。また、印刷標準字体は統一表記に改める。

その他「執筆に関する基本事項について」に準じることとする。

#### ④下記の点は検証作業において明らかになったものについてのみ脚注にて説明を付す。

- ・旧町名
- ・言い換えられた用語
- ・文意が不明瞭な文（修飾関係や並列関係など）

#### ⑤下記については、著作権に留意し、校正・校閲作業は着手せず既存文章のままとする。

- ・明らかな誤りでない仮名遣い、送り仮名、用語の表記
- ・呼応表現の誤り、ら抜き表現、さ入れ表現、同音語の誤り、二重敬語
- ・表現の洗練、難しい語の言い換え、重ね言葉の使用、同一助詞の連続使用、二重否定、たりの脱落
- ・表記ゆれの統一（同じ章の中で使用されている単語の表記の統一）
- ・長すぎる文の修正

(3) 上記 2 (3) の方針については、下記の要領にて作業を進める。

- ・『港区教育史』（既刊）の内容を補い、読者の理解に資するためのコラムを 4～6 編執筆する。